

○農林水産省告示第 号

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和二年法律第五十六号）第三条第一項の規定に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災工事等基本指針（令和二年農林水産省告示第千八百四十五号）の一部を次のように変更したので、同条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき公表し、公布の日から施行する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 武部 新

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	各 出 稿
第3 防災工事等推進計画の策定について指針となるべき事項 1 劣化状況評価の実施に関する基本的な事項 (1) (略) (2) 劣化状況評価の実施に当たっての留意事項 劣化状況評価は、事業主体による防災工事の必要性についての判断に資するため、専門技術者が防災重点農業用ため池の堤体、洪水吐き、樋管等における漏水・変形等について現地で計測等を行い、その結果に基づき、劣化による農業用ため池の決壊の危険性を評価するものである。<u>なお、当該評価の結果については、防災意識向上のため、結果を地域住民へ周知することが重要である。</u> 当該評価の実施及び劣化による農業用ため池の決壊を防止するための防災工事（以下「劣化対策に係る防災工事」という。）の必要性の判断に当たっては、必要に応じ、学識経験者の意見を聴取することが適当である。 また、劣化状況評価の結果、劣化対策に係る防災工事は不要であるが経過観察が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、劣化の進行に伴う決壊が生じないように、必要に応じ、定期的に堤体、洪水吐き、樋管等の漏水・変形等の劣化状況を適切に観察するものとする。 なお、劣化対策に係る防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、2に規定する地震・豪雨耐性評価を併せて実施し、必要な防災工事を一体的に実施することが適当である。 ただし、堤体の劣化対策に係る防災工事が不要であると判断された防災重点農業用ため池であって、豪雨による農業用ため池の決壊の危険性を評価した結果、洪水吐きの洪水流下能力の増加等の豪雨による農業用ため池の決壊を防止するための防災工事（以下「豪雨対策に係る防災工事」という。）が必要であると判断されたものについては、事業主体が地域の実情を踏まえて必要と判断した場合、豪雨対策に係る防災工事等を押さえ	第3 防災工事等推進計画の策定について指針となるべき事項 1 劣化状況評価の実施に関する基本的な事項 (1) (略) (2) 劣化状況評価の実施に当たっての留意事項 劣化状況評価は、事業主体による防災工事の必要性についての判断に資するため、専門技術者が防災重点農業用ため池の堤体、洪水吐き、樋管等における漏水・変形等について現地で計測等を行い、その結果に基づき、劣化による農業用ため池の決壊の危険性を評価するものである。 当該評価の実施及び劣化による農業用ため池の決壊を防止するための防災工事（以下「劣化対策に係る防災工事」という。）の必要性の判断に当たっては、必要に応じ、学識経験者の意見を聴取することが適当である。 また、劣化状況評価の結果、劣化対策に係る防災工事は不要であるが経過観察が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、劣化の進行に伴う決壊が生じないように、必要に応じ、定期的に堤体、洪水吐き、樋管等の漏水・変形等の劣化状況を適切に観察するものとする。 なお、劣化対策に係る防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、2に規定する地震・豪雨耐性評価を併せて実施し、必要な防災工事を一体的に実施することが適当である。 ただし、堤体の劣化対策に係る防災工事が不要であると判断された防災重点農業用ため池であって、豪雨による農業用ため池の決壊の危険性を評価した結果、洪水吐きの洪水流下能力の増加等の豪雨による農業用ため池の決壊を防止するための防災工事（以下「豪雨対策に係る防災工事」という。）が必要であると判断されたものについては、事業主体が地域の実情を踏まえて必要と判断した場合、豪雨対策に係る防災工事等を押さえ

盛土等の地震による農業用ため池の決壊を防止するための防災工事（以下「地震対策に係る防災工事」という。）に先行して実施してもよい。この場合、地震対策に係る防災工事は、豪雨対策に係る防災工事等が完了した後、できるだけ速やかに実施することが適当である。

2 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき防災重点農業用ため池の基準その他地震・豪雨耐性評価の実施に関する基本的な事項

(1) (略)

(2) 地震・豪雨耐性評価の実施に当たっての留意事項

地震・豪雨耐性評価は、事業主体による防災工事の必要性についての判断に資するため、専門技術者が、必要に応じて防災重点農業用ため池及びその周辺の地質状況等を調査するとともに、農業用ため池の堤体のすべり破壊及び浸透破壊に対する安定性、設計洪水量を安全に流下させるために必要な洪水吐き能力、堤防高等の施設構造等について、構造計算等により地震又は豪雨による農業用ため池の決壊の危険性を評価するものである。なお、当該評価の結果については、防災意識向上等のため、結果を地域住民へ周知することが重要である。

当該評価の実施及び地震対策に係る防災工事の必要性の判断に当たっては、防災重点農業用ため池の重要度に応じて耐震性能を照査するとともに、必要に応じ、学識経験者の意見を聴取することが適当である。

なお、地震対策に係る防災工事又は豪雨対策に係る防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、1に規定する劣化状況評価を併せて実施し、必要な防災工事を一体的に実施することが適当である。

ただし、併せて実施した劣化状況評価の結果、堤体の劣化対策に係る防災工事が不要であると判断された防災重点農業用ため池については、事業主体が地域の実情を踏まえて必要と判断した場合、豪雨対策に係る防災工事等を地震対策に係る防災工事に先行して実施してもよい。この場合、地震対策に係る防災工事は、豪雨対策に係る防災工事等が完了した後、できるだけ速やかに実施することが適当である。

実施してもよい。この場合、地震対策に係る防災工事は、豪雨対策に係る防災工事等が完了した後、できるだけ速やかに実施することが適当である。

2 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき防災重点農業用ため池の基準その他地震・豪雨耐性評価の実施に関する基本的な事項

(1) (略)

(2) 地震・豪雨耐性評価の実施に当たっての留意事項

地震・豪雨耐性評価は、事業主体による防災工事の必要性についての判断に資するため、専門技術者が、必要に応じて防災重点農業用ため池及びその周辺の地質状況等を調査するとともに、農業用ため池の堤体のすべり破壊及び浸透破壊に対する安定性、設計洪水量を安全に流下させるために必要な洪水吐き能力、堤防高等の施設構造等について、構造計算等により地震又は豪雨による農業用ため池の決壊の危険性を評価するものである。

当該評価の実施及び地震対策に係る防災工事の必要性の判断に当たっては、防災重点農業用ため池の重要度に応じて耐震性能を照査するとともに、必要に応じ、学識経験者の意見を聴取することが適当である。

なお、地震対策に係る防災工事又は豪雨対策に係る防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、1に規定する劣化状況評価を併せて実施し、必要な防災工事を一体的に実施することが適当である。

ただし、併せて実施した劣化状況評価の結果、堤体の劣化対策に係る防災工事が不要であると判断された防災重点農業用ため池については、事業主体が地域の実情を踏まえて必要と判断した場合、豪雨対策に係る防災工事等を地震対策に係る防災工事に先行して実施してもよい。この場合、地震対策に係る防災工事は、豪雨対策に係る防災工事等が完了した後、できるだけ速やかに実施することが適当である。

3 防災工事の実施に関する基本的な事項

(1) (略)

(2) 廃止工事

利用の実態を把握した上で、現に農業用水の貯水池として利用されておらず、又は利用される見込みがない防災重点農業用ため池については、その決壊による水害その他の災害を防止するため、廃止工事により貯留機能を喪失させることが適当である。

廃止工事を検討するに当たっては、関係者との調整を適切に行い、廃止後の維持管理方法を協議し、管理体制を明確にする。また、必要に応じて統廃合や代替水源の確保を行うとともに、農業用ため池の有する洪水を一時貯留する機能、絶滅危惧種などへの影響の低減を含む環境との調和等に配慮することが重要である。

また、廃止工事については、農業用ため池の堤体の撤去、流水を安全に流下させるための護岸、下流接続水路等の整備等を行うことを基本とし、貯水池の埋立てによる場合にあっては跡地の利用や埋立ての実施に要する費用の妥当性について、他用途への転用を行う場合にあっては転用後の施設の所有権や管理権の所在について十分に検討するものとする。

(3)・(4) (略)

第4 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

1～3 (略)

4 新技術や情報化施工技術の活用

防災重点農業用ため池の防災工事の推進に当たっては、受注業者の人員不足、良質な土質材料の不足等が課題となっている。このため、ベントナイトシート工法、プレキャスト底樋等の新技術や、情報化施工技術の活用を推進することとし、国は必要な技術指針等を整備するものとする。

5 推進計画の変更

法施行後5年となる令和7年度に、防災重点農業用ため池の防災・減災対策の施行状況の点検・検証に係る委員会により、法施

3 防災工事の実施に関する基本的な事項

(1) (略)

(2) 廃止工事

利用の実態を把握した上で、現に農業用水の貯水池として利用されておらず、又は利用される見込みがない防災重点農業用ため池については、その決壊による水害その他の災害を防止するため、廃止工事により貯留機能を喪失させることが適当である。

廃止工事を検討するに当たっては、関係者との調整を適切に行い、必要に応じて統廃合や代替水源の確保を行うとともに、農業用ため池の有する洪水を一時貯留する機能、絶滅危惧種などへの影響の低減を含む環境との調和等に配慮することが重要である。

また、廃止工事については、農業用ため池の堤体の撤去、流水を安全に流下させるための護岸、下流河川への取付水路等の整備等を行うことを基本とし、貯水池の埋立てによる場合にあっては跡地の利用や埋立ての実施に要する費用の妥当性について、他用途への転用を行う場合にあっては転用後の施設の所有権や管理権の所在について十分に検討するものとする。

(3)・(4) (略)

第4 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

1～3 (略)

4 推進計画の変更

法附則第3項は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進の在り方について、法の施行後5年を目途として、その施行の

行状況等について点検・検証が行われ、防災重点農業用ため池の防災・減災対策の推進に向けた提言がなされた。その結果を踏まえ、防災工事の加速化等に必要な措置を講じたところ。

推進計画においても、防災工事等の実施状況や点検・検証に基づき講じた措置を踏まえ、防災工事等の実施に係る目標等を必要に応じて変更するものとする。

状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。

推進計画においても、防災工事等の実施状況を踏まえ、防災工事等の実施に係る目標等を必要に応じて変更するものとする。